

<平成 23 (2011) 年度版>

社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

環 境 行 動 計 画

策定：平成 23 年 4 月 1 日

社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

環境行動計画 平成 23 (2011) 年度版

はじめに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、生態系に深刻な影響を及ぼすものであり、世界共通の重要な課題として社会全体で取り組む必要があります。

1997年に京都で開かれた地球温暖化防止京都会議で、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択、2009年にはコペンハーゲンで第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)が、2010年にはメキシコで第16回気候変動枠組条約締約国会議(COP16)が開催されました。また、生物多様性に関しても、2010年に名古屋で第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)が開催されました。

わが国でも「住生活基本法」(平成18年)の制定、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(平成21年施行)の制定、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正(平成20年5月)などさまざまな取り組みが行われてきています。

企業活動の基盤として環境問題に取り組み、環境対策を実施していくことが、持続可能な循環型社会の構築へ寄与すると共に、各企業にとっても社会的責任の重責を果たす事にもなります。

社団法人日本ツーバイフォー建築協会では、平成16年に「環境行動計画」を制定する等、協会会員が一致して積極的に取り組んでまいりました。その第一期が平成22年度で終了し、本年度から新たな5年間の第二期を一步前進した内容で取り組むことといたしました。

本「環境行動計画」では、1. 温暖化対策、2. 資源の活用、3. 環境管理の推進の3つの項目に分け、事業活動、設計(仕様の設定)、建設、居住時・使用時等それぞれの段階に対する行動目標とそのガイドラインを定め、第二期の最終年度である2015年度の達成数値目標を設定しました。

この「環境行動計画」を指標として、当協会会員各社が環境問題に積極的に取り組み、持続可能な社会の構築に資することができるよう努めてまいります。

環境行動計画（対象期間 2011年～2015年）

I. 温暖化対策

建物の省エネルギー性能の向上により、居住時・使用時のCO₂排出量削減に貢献する。
また建物の長寿命化による環境負荷の低減、および建設段階のCO₂の排出量も削減する。

1) 居住時・使用時のCO₂排出量削減に貢献する新築建物の普及

目標 1 「平成11年省エネ基準（次世代省エネルギー基準）」以上の省エネルギー性能を持った建物の普及拡大

（2015年目標：会員会社が建設する建物棟数割合（住宅の場合は戸建住宅の戸数割合（賃貸住宅を除く）） 100%）

ガイドライン

- 「平成11年省エネ基準」をクリアする性能を持つ仕様を設定している。
- 「平成11年省エネ基準」をクリアする性能を持つ仕様を標準仕様として設定している。
- 「平成11年省エネ基準」を上回る性能を持つ仕様を設定している。
- 上記省エネルギー性能以外に、地域の気候風土を生かした省エネルギー設計を行っている。（パッシブデザインを含む）

目標 2 熱効率の高い給湯器を導入した建物の普及

（2015年目標：会員会社が建設する建物棟数割合（住宅の場合は戸建住宅の戸数割合（賃貸住宅を除く）） 100%）

ガイドライン

- 高効率交換型ガス給湯器（エコジョーズ）および自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の仕様を設定している。
- 高効率交換型ガス給湯器（エコジョーズ）および自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の仕様を標準仕様として設定している。
- 小型ガスコジェネレーション（熱電併給装置）の仕様を設定している。
- その他熱効率の高い給湯器（エコフィール、エコウィル、エネファーム等）を仕様として設定している。

目標 3 自然エネルギー利用システムを導入した建物の普及

（2015年目標：会員会社が建設する建物での実績有の企業割合 100%）

ガイドライン

- 太陽光発電システムを仕様として設定している。
- 太陽熱利用システムを仕様として設定している。
- その他（風力、地熱、バイオマス、バイオガス等）利用システムを仕様とし

て設定している。

目標4 住まい手・利用者への「省エネルギー建物の住まい方・利用のしかた」の啓発活動

(2015年目標：会員会社での啓発活動実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 独自の手引を作成し住まい手・利用者に配布し、啓発を行っている。
- 団体・協会等の資料を活用し住まい手・利用者に配布・啓発を行っている。
- 住まい手・利用者向けのセミナーを開催し、啓発を行っている。

2) 事業活動時のCO₂排出量の削減

目標1 建物建設時のCO₂排出量削減の取り組み

(2015年目標：会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- エコドライブを推進している。
- 部資材輸送車両台数の削減を行っている。
- 業務車両台数の削減および低燃費車への転換を行っている。
- プレカットやパネル化などにより現場工期の効率化を行っている。

目標2 オフィス・モデルハウス等でのCO₂排出量の削減の取り組み

(2015年目標：会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 建築物を断熱構造にしている。
- 建築物の設備の効率化を行っている(空調、給湯、昇降設備等)。
- 太陽光・風力発電を導入している。
- LED等省エネ型照明への切り替えを推進している。
- 事務用機器、家電機器を効率化している(エネルギー効率の高い複写機/電算機/PC等の導入)。
- 不使用時の事務機器スイッチOFF運動をしている。
- 不要照明の消灯を徹底して行っている。
- 空調温度の設定で省エネに取り組んでいる。
- 業務車両台数の削減および低燃費車への転換を行っている。
- エコドライブを推進している(エコカー・カーシェアリングの活用含む)。
- エコ通勤を推奨している。
- 省資源化を行っている(節水・ペーパーレス等)。
- 社員教育に力を入れている。

3) 住宅の長寿命化の推進

目標 1 長寿命化対策(長期優良住宅、劣化対策、維持管理対策)を講じた住宅の普及
(2015年目標:会員会社が建設する戸建住宅の戸数割合 80%)

ガイドライン

- 劣化対策(品確法劣化対策等級3相当)を標準仕様として設定している。
- 維持管理対策(品確法維持管理対策等級3相当)を標準仕様として設定している。
- 長期優良住宅の認定基準相当の仕様を設定している。
- その他の独自の耐久性技術を取り入れた仕様を設定している。

目標 2 住宅の長寿命化のためのメンテナンス計画の実施

(2015年目標:会員会社での取り組み実績有の企業割合 80%)

ガイドライン

- 長寿命化に対応できるメンテナンスができる体制を整備している。
- 長寿命化に対応できるメンテナンス計画ができている。
- 躯体の耐久性等を長期に保証するシステムを整備している。

II. 資源の活用

地球環境に配慮した資源調達を行うとともに、建設現場で発生する廃棄物の排出量を抑制し再資源化を推進する。

1) 森林資源調達

目標 1 環境に配慮した木材調達の推進

(2015年目標:会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 持続可能な森林から産出された木材を使用するよう配慮している。
- 森林認証材をできるだけ使用している。
- 国産材・地域産材を使用するよう配慮している。
- 森林認証等の証明書取得を推進している。
- リサイクル材(再生資材)・木廃材を原料とした木質建材を使用するよう配慮している。

目標 2 生物多様性(※1)への配慮

(2015年目標:会員会社での取り組みを推進する。)

ガイドライン

- 生物多様性に関する情報を収集している。(セミナー参加など)
- 生物多様性に配慮した活動を行っている。
- 生物多様性に関するガイドライン・基準等の整備を行っている。

※1:「生物多様性」とは、あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。
それらの保全は、生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠なものです。

2) 建設現場における廃棄物排出量の削減

目標 1 廃棄物排出量の削減への取り組み

(2015年目標:会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 梱包、包装材料等の削減・再利用を実施している。
- 現場部資材搬入量の適正管理(リデュース)を実施している。
- 現場発生廃棄物発生量の削減対策(プレカット、パネル化等)を行っている。
- 排出量削減のための工法(または開発)に取り組んでいる。

目標 2 廃棄物の再利用を促進し最終処分量を削減

(2015年目標:会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 現場での廃棄物分別ルール of 策定を行い、それを実践している。
- リサイクル率を向上させ、最終処分廃棄物の量の削減を行っている。
- サーマルリサイクル(※2)を推進している。
- マテリアルリサイクル(※3)を推進している。

※2:ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用すること。

※3:ごみを燃やさず、原料として再利用すること。工場や建築現場で出たごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

III. 環境管理の推進

環境に配慮した経営方針を導入し、環境保全活動を推進するとともに地域、社会に貢献する。

1) 環境に配慮した経営方針を導入

目標 1 環境に配慮した経営

(2015年目標:会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 環境関連法令の動きを把握し、その情報を共有化し、活動に取り組んでいる。

- 環境行動の目標を設定し、具体的な行動の計画を策定している。
- 目標達成状況、計画の再検討など管理活動等を継続して行っている。

2) 地域、社会の環境活動への貢献

目標1 地域、社会の環境活動への支援

(2015年目標：会員会社での取り組み実績有の企業割合 100%)

ガイドライン

- 地域の環境活動（清掃・リサイクル活動等）を行っている。
- 地域の環境活動の支援を行っている。
- 地域、社会への貢献のためのイベントを開催している。
- その他、社会の環境活動のための支援活動を行っている。

以上